

京都工芸繊維大学文化団体連盟規約

第1章 規則

(名称)

第1条 本連盟は京都工芸繊維大学文化団体連盟(以下「文連」という。)と称する。

(所属)

第2条 本連盟は京都工芸繊維大学学友会に所属する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は本学における文化系課外活動団体の活動を奨励し、また、本学における文化の普及に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は以下の事業を行う。

- (1) 文化系課外活動団体活動の振興
- (2) 本学学生への文化の普及に貢献する事項
- (3) その他本会の目的達成の為に必要と認められる事項

第3章 会員

(会員)

第5条 本連盟は第7条に定める文化部に所属する部員によって構成される。

(会費)

第6条 本連盟に所属する京都工芸繊維大学学生は学友会に会費として学友会費を納入するものとする。

(文化部)

第7条 本連盟に文化部を置く。

文化部は京都工芸繊維大学文化団体連盟細則第1条に定める団体とする。

(会員の権利)

第8条 文化部は次の権利を得る。

- (1) 学友会からの活動支援金(分配金)の申請権
- (2) 文連の管理する施設の使用権
- (3) 文連委員会への参加権

(4) 文連役員への役員推薦権

(加盟団体の義務)

第9条 文化部は次の義務を負う。

- (1) 一名の文連委員の配置
- (2) 文連委員会への参加
- (3) 本会の要求する書類の提出
- (4) その他本会の定める事業への参加

(文化部の新規加盟および継続)

第10条 文連に新規に加盟あるいは継続を申請する団体は、年度毎に5月31日までに以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 前年度1年の活動報告書
- (2) 当年度1年の活動計画書
- (3) 部員名簿

また、文化部の加盟は文連委員会によって書類審査し、これを決定する。

(部の除名)

第11条 活動の不振や文化部の義務を怠ったと判断された団体は文連委員会の議決により文連より除名する。

(脱会)

第12条 本連盟を脱会せんとする団体は、委員長に申請し承認を得ること。ただし、脱会するにはその団体が行うべき義務を完遂すること。

(再入会)

第13条 本連盟を脱退した団体もしくは本会を除名された団体は第10条に基づいて再入会が認められる。

第4章 組織

(組織)

第14条 本会は第10条に基づいて入会及び継続を認められた文化部部員によって組織する。

第5章 機関

第15条 本会には下記の機関を置く

- (1) 文連委員会
- (2) 常任委員会

(3) 会計監査委員会

(文連委員会の構成)

第 16 条 文連委員会は文連所属の各課外活動団体から一名ずつ選出された者で構成される。文連委員会に所属する者を文連委員と呼称する。

(文連委員会)

第 17 条 文連委員会は本会の最高決議機関であり、文連委員総数の 1/2 の出席を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。尚、委任状は委員長の許可があれば可能とする。ただし、重複は認めず、出席者の半数までとする。

第 18 条 文連委員会では以下のことを行う。

- (1) 本連盟運営に関する基本事項の決定
- (2) 予算、決算の承認
- (3) 第 28 条(1)(2)に定める文連役員の選出
- (4) その他の承認事項

(文連委員会の招集)

第 19 条 文連委員会は原則として以下のような場合に召集される

- (1) 委員長による要請
- (2) 加盟団体の過半数による委員長への要請
- (3) 常任委員会の要請

(文連委員会の議長)

第 20 条 文連委員会の議長は委員長とする。不在の場合は副委員長がこれにあたる。

(常任委員会)

第 21 条 常任委員会は正副委員長各一名、常任委員五名によって構成され、会務は別途、京都工芸繊維大学文化団体連盟細則に定める。

- (1) 常任委員会は文連委員会に議題を提出し、文連委員会の議決により、その決議事項を執行する。
- (2) 常任委員会は本会の事業遂行に必要な局、財務局、施設局、音楽局、事務局、総務局を設置し、常任委員が各局の代表を務める。

(常任委員会の召集)

第 22 条 常任委員会は原則として以下のような場合に召集される

- (1) 委員長による要請
- (2) 常任委員の委員長への要請

(常任委員会の議長)

第 23 条 常任委員会の議長は文連委員長とする。不在の場合は副委員長がこれにあたる。

(会計監査委員会)

第 24 条 会計監査委員会は副委員長一名、事務局員二名によって構成される。

会計監査委員会の役割は以下のとおりとする。

- (1) 各団体の予算申請の監査
- (2) 各団体の決算報告の監査
- (3) 文連会計報告書の監査

第 25 条 会計監査委員会は諸事項に関し必要となった際に文連委員長によって招集される。

(主務会議の構成)

第 26 条 文連文化部主務会議は各文化部の主務によって構成され、各委員会の相談に応ずる。

第 6 章 役 職

(役 員)

第 27 条 本会に以下の役員を置く

- (1) 文連委員長一名、副委員長一名 文連委員会によって決定する。
- (2) 常任委員五名 文連委員会によって各局の代表として決定する。
- (3) 文連委員 各文化部より一名ずつ選出されるものとする。

ただし、(1)(2)の兼任は認めない。文連正副委員長及び常任委員の決定方法は別途、京都工芸繊維大学文化団体連盟細則に定める。

(役員の仕事)

第 28 条 役員の仕事は以下の通りとする

- (1) 委員長は本会の文連委員会を組織し、本会の執務執行を統括する。
- (2) 文連委員は文連委員会を組織し会務を審議決定する。
- (3) 常任委員は常任委員会を組織し会務を処理する。

(役員の仕事)

第 29 条 第 28 条の役員の仕事は一年とし、留意は妨げない。

- (1) 役員の仕事の交代時期は毎年 12 月とする。
- (2) 欠員補充の役員仕事は前任者の後任期間とする。役員欠員の補充は欠員発生後、二週間以内に役員の仕事の制定と同じ手段を持って行われる。
- (3) 役員の仕事の辞職は文連委員会の承認を得るものとする。

(役員引き継ぎ)

第 30 条 第 30 条に定める任期中に各種役員は後任の者に引き継ぎを完了する。

(役員代行)

第 31 条 文連委員に事故のある時は委員長がその文連委員の委任を得て、その職務を代行することができる。

(役員不信任)

第 32 条 役員職務継続に問題があれば、文連委員による過半数の署名または当該役員所属の委員会による要請より不信任決議案を文連委員会に提出、のち二週間以内に不信任決議案の可否を問う不信任会議を開く。

第 7 章 賞 罰

(表彰)

第 33 条 本会の発展または活動に功労のあったと認められる会員及び所属団体に対して、本会の名を以て表彰することがある。

(罰則)

第 34 条 本会の規則に違反、統制を乱す行為があったと認められる会員及び所属団体に対して、本会の名を以て除名し、会員としての権利を剥奪することがある。

第 8 章 会 計

(経費支弁)

第 35 条 本会の経費は以下に掲げるもので支弁する。

- (1) 学友会からの予算
- (2) その他

(会計年度)

第 36 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より 3 月 31 日とする。

(予算及び決算)

第 37 条 各団体の分配金の決算は財務局の指定した期日までに会計監査委員会に提出する。これらの決算は会計監査委員会による監査ののち文連委員会の承認を経て、文連の全体決算とともに学友会に提出される。

第 38 条 全体予算案及び全体決算は財務局が作成し、会計監査委員会が監査の上で文連委員会がこれを承認する。これらは学友会に提出する。

第 39 条 各団体の分配金の予算案は財務局の指定した期日までに会計監査委員会に提出する。確認の後、文連委員会で承認を経て、予算基準に基づいて全体予算案が作成される。

この基準は別途文化団体連盟予算基準に定める。

第 40 条 学友会によって承認を受けた予算案が当該年度の予算となる。

第 9 章 その他

(規約改正)

第 41 条 規約の改正は文連委員会において委員総数の 3 分の 2 以上の議決を以って行われる。

(細 則)

第 42 条 本会の会務に必要な細則は文連委員会の承認を経て、別にこれを定める。

附 則

1. この規約は平成 25 年 10 月 2 日より施行する。

附 則

1. この規約は平成 27 年 3 月 11 日より施行する。

京都工芸繊維大学文化団体連盟規約細則

平成 27 年 3 月 11 日制定

京都工芸繊維大学文化団体連盟(以下「文連」という)に属する全ての団体が適切に機能するために以下の細則を策定する。文連に属する全ての団体はこの細則に従うことを義務とする。

第 1 章 文化部

(文化部)

第 1 条 本会は以下の文化部を置く。

アニメーション研究会、アメリカ民謡研究会 B&Bo、音楽サークル Raccoon、奇術部、ギター部、軽音楽部、交響楽団、広告研究会、古美術研究会、コンピュータ部、茶道部、自然愛好会、室内管弦楽団、写真研究部、テーブルトーク部、美術部、文藝部、漫画研究部

第 2 章 予算申請基準

(団体の分類)

第 2 条 文連に属する団体を以下のように分類する。

- (1) 音楽系サークル
- (2) 制作系サークル
- (3) 部誌発行系サークル
- (4) その他

(音楽系サークルの対象団体)

第 3 条 音楽系サークルの対象団体は、アメリカ民謡研究会 B&Bo、音楽サークル Raccoon、ギター部、軽音楽部、交響楽団、室内管弦楽団とする。

第 4 条 音楽系サークルに属する団体の予算申請対象を以下のように定める。

- ・アメリカ民謡研究会 B&Bo
ホールを借りて行う定期演奏会のために必要なホールレンタル費
- ・音楽サークル Raccoon
ライブハウスを借りて行う定期演奏会のために必要なホールレンタル費
- ・ギター部

ホールを借りて行う定期演奏会や他大学との合同演奏会のために必要なホールレンタル費、付設料金(ホールでの照明、椅子等の使用にかかる料金)

- ・軽音楽部

ホールを借りて行う定期演奏会のため、また他大学とのジョイントライブ等、各種ライブの参加及び開催を行うために必要なホールレンタル費

- ・交響楽団

ホールを借りて行う定期演奏会のために必要なホールレンタル費から、チケット売り上げを差し引いた金額に、全構成員中の本学学生構成員の割合をかけた金額

- ・室内管弦楽団

ホールを借りて行う外部演奏会のために必要なホールレンタル費、付設料金、イベント参加費

(制作系サークルの対象団体)

第6条 制作系サークルの対象団体は、自然愛好会、写真研究部、美術部とする。

第7条 制作系サークルに属する団体の予算申請対象を以下のように定める。

- ・自然愛好会

家具等の木工制作及び松ヶ崎祭における手作りテントの制作を行うために必要な材料費、印刷費

- ・写真研究部

写真展及び写真展に展示するための撮影会を行うために必要な材料費、印刷費、交通費(公共交通機関を利用した、目的地までの最安値[交通券を含む])、拝観料

- ・美術部

作品の創作、松ヶ崎際における部室の改修及び手作りテントの制作を行うために必要な材料費、印刷費。ただし、材料費、印刷費、写真撮影会の費用とは、コンクール、展示会等、構成員以外の人々が鑑賞出来る制作物の制作にかかる費用であること。

(部誌発行系サークルの対象団体)

第8条 部誌発行系サークルの対象団体は、アニメーション研究会、古美術研究会、コンピュータ部、テーブルトーク部、文藝部、漫画研究部とする。

第9条 部誌発行系サークルに属する団体の予算申請対象を以下のように定める。

- ・アニメーション研究会

アニメーションの制作及び研究を行い、それらをまとめた部誌を制作するために必要な部誌発行費

- ・古美術研究会
寺社などの定期散策及び研究を行い、それらをまとめた部誌を制作するために必要な部誌発行費
- ・コンピュータ部
コンピュータについて学んだことを学祭で発表したり、それらをまとめた部誌を制作したりするために必要な部誌発行費
- ・テーブルトーク部
テーブルトークロールプレイングゲーム(TRPG)を行い、その中で優れていたものをまとめた部誌を制作するための部誌発行費
- ・文藝部
文藝作品の執筆を行い、それらをまとめた部誌を制作するために必要な部誌発行費
- ・漫画研究会
パネル展を目標とした漫画やイラストの作成を行い、それらをまとめた部誌を作成するために必要な部誌発行費

(その他の対象団体)

第 10 条 その他の対象団体は、奇術部、広告研究会、茶道部とする。

第 11 条 その他に属する団体の予算申請対象を以下のように定める。

- ・広告研究会
ポスターなどの研究、各種デザインコンペディションへの参加、展示会の開催に必要なコンペディション参加費及びそれに伴う運送費、展示会やワークショップを行うためのギャラリーレンタル費
- ・奇術部
マジック及びジャグリングの技術向上を行い、松ヶ崎祭や外部依頼でのマジック・ジャグリングの公演を行うために必要な学祭準備費及び新入生に配布するトランプ費
- ・茶道部
施設を借りて行う大茶会の一つである本茶会に必要な会場費及び他大学との交流を目的とした裏千家茶道研究会の年会費として必要な登録費

(申請金額の監査)

第 12 条 各団体の予算申請が規約に則っているかは会計監査委員会によって判断される。

(申請金額の承認)

第 13 条 文連委員会によって申請が認められたものに対して各団体は総額を要求すること

ができる。

(申請金額の不正)

第 14 条 申請に不正が認められた場合は不正とみなされたものに相当する振込手数料込みの額を文連へ返金しなければならない。

(予算申請の手続き)

第 15 条 文連規約第 38 条、第 40 条に定める決算報告書および予算案の提出では、会計監査委員会所定の用紙に記入し、財務局の指定する期日までに学友会に提出する。

第 3 章 予算調整方法及び配分方法

(予算の調整)

第 16 条 文連に属する団体が提出した各団体の申請金額は、財務局によって金額の調整が行われる。

(予算の調整法)

第 17 条 文連で役員を務めた団体は、役員補填を学友会費申請金額及び配分金額に加算する。

委員長(1名) : 30,000 円

副委員長(1名) : 25,000 円

会計担当(1名) : 20,000 円

第 18 条 会計監査委員会が文連に属する全団体の最終申請金額が本規約の目的を満足しているかの監査を行う。

(予算の配分法)

第 19 条 予算配分法は以下に従う。

- (1) 学友会費より役員補填(第 17 条参照)を配分する
- (2) 文連として必要な活動経費(清掃費など)を適宜差し引く
- (3) (1)(2)を行ったうえで残っている学友会費(以下、団体活動費とする)を各団体に分配する。また、(2)の活動経費を使い切らなかった場合は来年度の団体活動費に加えて分配する。分配額は役員補填を配分される団体と、配分されない団体に分けて考える。

- ・役員補填を配分される団体

(分配額) = (団体活動費) × (各団体予算申請額 - 役員補填) / (全団体予算申請合計額 - 全役員補填合計額)

- ・役員補填を配分されない団体

(分配額) = (団体活動費) × (各団体予算申請額) / (全団体予算申請合計額 - 全役員補填)

合計額)

第4章 局機関

(財務局の構成)

第20条 財務局は会計担当一名によって構成される。

(財務局の会務)

第21条 財務局の会務を次のように定める。

- (1) 本会の経理を統括する。
- (2) 会計に関する学友会、学校当局との交渉を行う。
- (3) 本会の予算決算書を作成する。
- (4) 分配される学友会費の振込手続きを行う。

(施設局の構成)

第22条 施設局は第2条(2)に属している文連委員によって構成される。

(施設局の会務)

第23条 施設局の会務を次のように定める。

- (1) 文連倉庫等(以下、文連関連施設と称す)の調整と割り当て。
- (2) 文連関連施設の二月毎の巡回。
- (3) 文連関連施設周辺の清掃、美化のための企画と実行。

(音楽局の構成)

第24条 音楽局は第2条(1)に属している文連委員によって構成される。

(音楽局の会務)

第25条 音楽局の会務を次のように定める。

- (1) 音楽練習室1、音楽練習室2(以下、音楽関連施設と称す)の調整と割り当て
- (2) 音楽関連施設の二月毎の巡回
- (3) 音楽関連施設周辺の清掃、美化のための企画と実行

(事務局の構成)

第26条 事務局は第2条(3)に属している文連委員によって構成される。

(事務局の会務)

第27条 事務局の会務を次のように定める。

- (1) 予算決算書以外の資料の作成
- (2) 文連に関する資料の監査及び保管

(総務局の構成)

第 28 条 総務局は第 2 条(4)に属している文連委員によって構成される。

(総務局の会務)

第 29 条 総務局の会務を次のように定める。

(1)他局の専任外の文連関連事項の総括

(役員の決定)

第 30 条 常任委員会は各団体からの役員への立候補を募り、それを基に役員変更案を作成し、文連委員会に提出する。

(1) 立候補を募る対象は文化部に属する 3 回生以下の構成員とする。

(2) 文連委員長及び会計担当の立候補は原則文連委員経験者から募るとする。

(3) 立候補を募る期間は 9 月から 11 月とする。文連委員会への局員変更案の提出は 11 月 30 日までに行われる。

(臨時役員)

第 31 条 文連委員長及び会計担当に立候補するものは、文連委員会で役員変更案の議決の後、臨時役員として常任委員会への参加が認められる。

(1) 臨時役員としての任期は当年の 9 月から 12 月とする。

(2) 臨時役員は常任委員会での発言権を有する。

附則

1. この細則は平成 27 年 3 月 11 日に制定する。

2. この細則は平成 27 年 4 月 22 日に施行する。

3. この細則は平成 27 年 10 月 1 日に施行する。

4. この細則は平成 27 年 12 月 11 日に施行する。